



厚生労働省 三重労働局発表
平成24年11月30日(金)
午前8時30分 解禁

担	厚生労働省三重労働局職業安定部		
	職業安定課長	岡山	雅友
	職業安定課長補佐	鈴倉	信男
当	地方労働市場情報官	米澤	尚之
	電話	059-226-2305	

三重県の一般職業紹介状況

《平成24年10月内容》

- 有効求人倍率（季節調整値）は 0.85 倍 で、前月を 0.01 ポイント下回る。
全国の有効求人倍率は 0.80 倍。三重の順位は全国第 17 位。
- 新規求人倍率（季節調整値）は 1.37 倍 で、前月を 0.09 ポイント上回る。
- 県内の雇用失業情勢は依然として厳しい状況にあり、改善の動きは緩やかになっている。

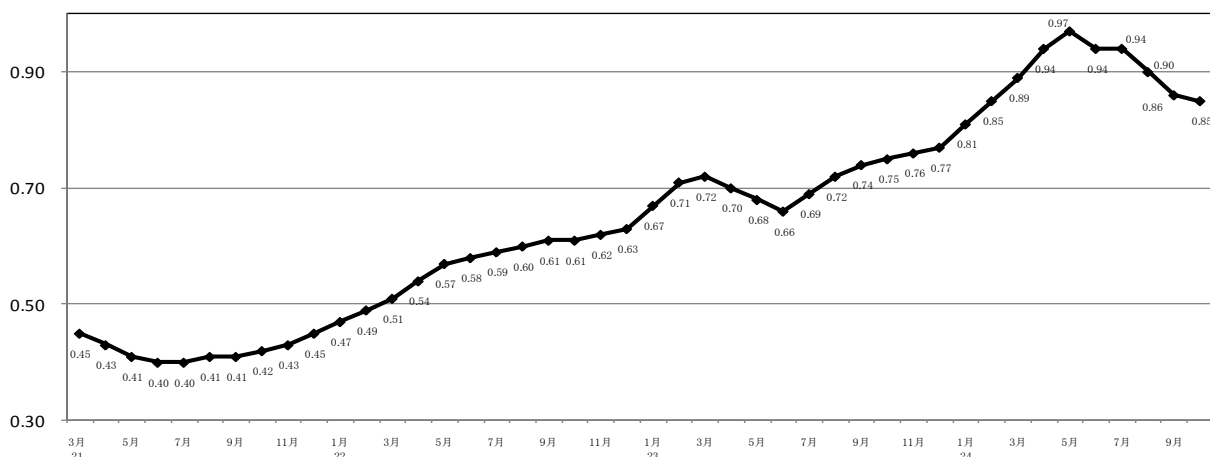
※ 有効求人数が減少し、有効求職者数が増加したため、有効求人倍率は3か月連続で前月を下回ったが小幅な動きとなった。新規求人数（原数値）、有効求人数（同）は前年同月比で増加しており、改善の動きは継続しているものの、増加の伸びがやや鈍化し、製造業の求人が前年同月比で減少、新規求職申込件数（原数値）が前年同月比で増加するなど、雇用情勢の改善は緩やかな動きとなっている。先行きについては、製造業の動向や海外経済の情勢などに留意していく必要がある。

《概要》

- 平成24年10月の有効求人数(季節調整値)は28,040人で前月に比べ0.6%減少、有効求職者数(季節調整値)は33,062人で、同0.7%増加したことから、有効求人倍率は0.85倍となり、前月を0.01ポイント下回った。有効求人倍率が前月を下回るのは3か月連続。
- 10月の新規求人数(季節調整値)は10,790人で前月に比べ0.8%減少、新規求職者数(季節調整値)は7,878人で同7.4%減少したことから、新規求人倍率は1.37倍となり、前月を0.09ポイント上回った。
- 10月の「雇用調整助成金」及び「中小企業緊急雇用安定助成金」計画届受理件数は594件、対象者数は16,295人で、前月より計画数は19件減少したが、計画対象者数は2,930人増加した。

(倍)

三重県の有効求人倍率(季節調整値)

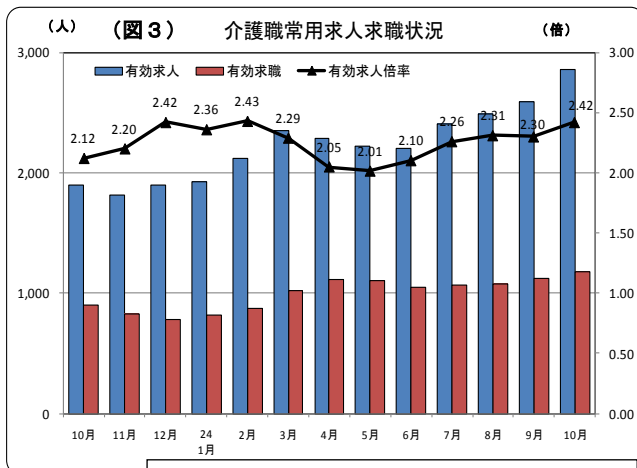
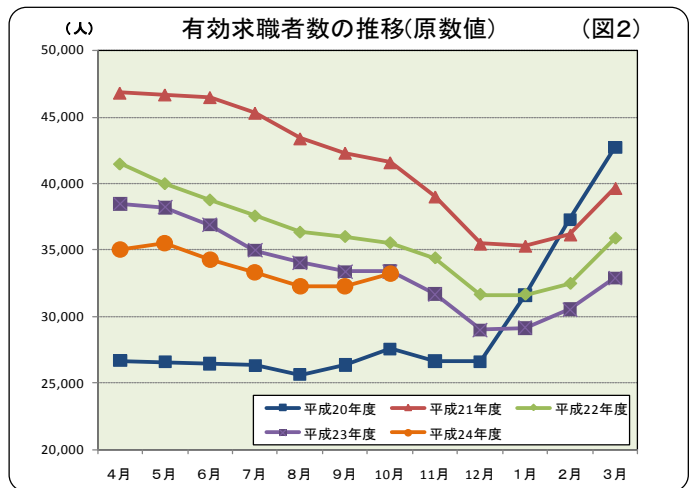
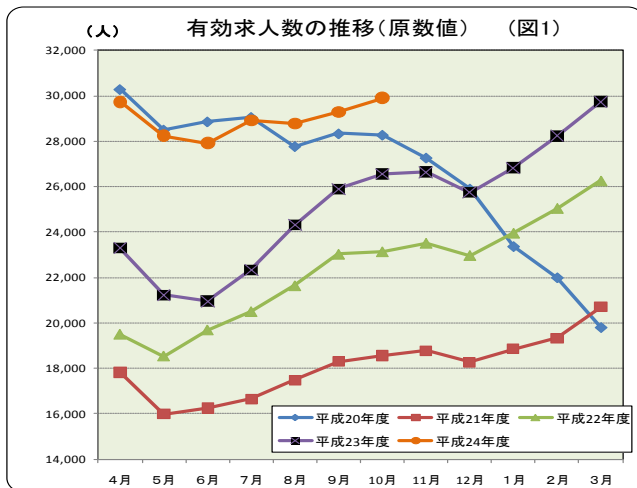


○ 正社員有効求人倍率は0.50倍となり、前年同月(0.43倍)を0.07ポイント上回った。
 正社員有効求人数が増加し、有効求職者数が減少したため有効求人倍率は前年同月を上回った。前月(0.50倍)と比べ同水準。直近のピーク(平成20年1月、0.82倍)と比べ依然低水準。

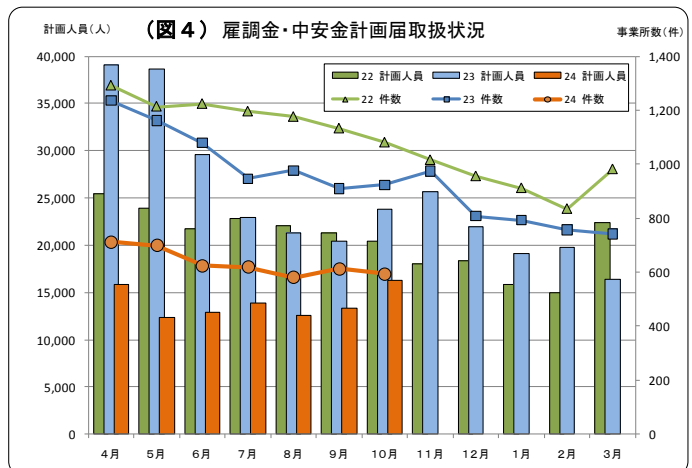
- 新規求人数(原数値)は11,791人で、前年同月より15.4%(1,577人)増加し、16か月連続増加。24年1月以降、10か月連続で1万人を上回った。
- パートを除く新規求人は前年同月より9.7%増、パート新規求人は23.5%増。
- 有効求人数(原数値)は29,910人で、前年同月より12.6%(3,345人)増加し、32か月連続増加。23年8月以降、15か月連続で前年同月比10%を上回る増加が継続。

- 新規求職申込件数(原数値)は8,381件で、前年同月より6.9%増加(544件)。
 前年同月と比べ2か月連続で増加した。
- 有効求職者数(原数値)は33,194人で、前年同月より0.6%(195人)減少。
 平成22年2月以降、前年同月と比べ33か月連続で減少。
- 新規常用求職者5,621人(パートタイムを除く)の態様別状況(前年同月比)
 「在職者」は1,450人(25.3%増)で2か月連続増加、「無業者」は588人(23.7%減)で9か月連続減少、「離職者」は3,583人(9.4%増)で2か月連続増加した。
 離職者の内訳をみると「事業主都合離職者」は1,187人(18.6%増)で5か月ぶり増加、「自己都合離職者」は2,166人(6.0%増)で2か月連続増加、「定年退職者」は130人(0.8%減)で3か月連続減少となった。

県内各安定所の有効求人倍率(原数値)は、尾鷲1.12倍、熊野1.07倍、津1.06倍、松阪1.05倍、桑名0.97倍、伊勢0.85倍、四日市0.84倍、伊賀0.78倍、鈴鹿0.74倍、の順。伊賀所以外の8所は前年同月を上回った。



※ 全国(10月)の有効求人倍率1.81倍

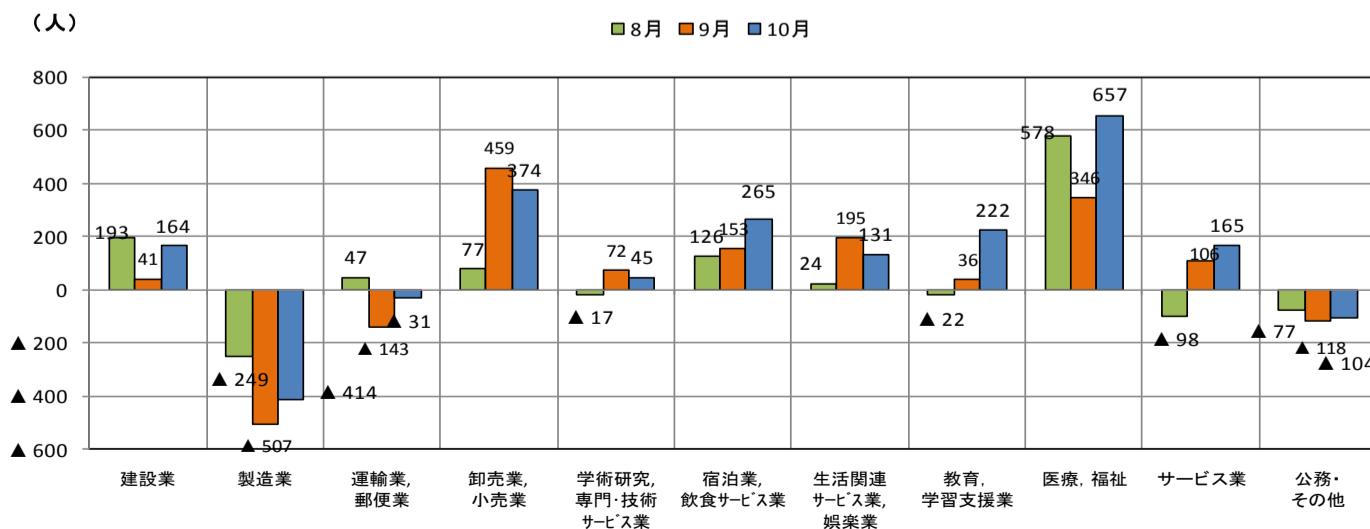


(表1) 産業別新規求人(パートを含む全数)

三重労働局計

産 業	24年10月	前年同月	前月	増減率	
				対前年	対前月
AB 農 業 , 林 業 , 漁 業	104	59	87	76.3	19.5
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	11	3	4	266.7	175.0
D 建 設 業	868	704	757	23.3	14.7
E 製 造 業	1,205	1,619	1,237	▲ 25.6	▲ 2.6
09 食 料 品	312	297	192	5.1	62.5
11 織 維 工 業	44	33	19	33.3	131.6
12 木 材 ・ 木 製 品	26	30	26	▲ 13.3	0.0
15 印 刷 ・ 同 関 連 業	16	26	13	▲ 38.5	23.1
16 化 学 工 業	27	25	41	8.0	▲ 34.1
18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品	69	84	87	▲ 17.9	▲ 20.7
21 窯 業 ・ 土 石 製 品	40	34	62	17.6	▲ 35.5
22 鉄 鋼 業	17	32	25	▲ 46.9	▲ 32.0
23 非 鉄 金 属	19	20	15	▲ 5.0	26.7
24 金 属 製 品	108	267	152	▲ 59.6	▲ 28.9
25 は ん 用 機 械 器 具	57	138	64	▲ 58.7	▲ 10.9
26 生 産 用 機 械 器 具	50	50	60	0.0	▲ 16.7
27 業 務 用 機 械 器 具	25	37	25	▲ 32.4	0.0
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路	121	37	96	227.0	26.0
29 電 気 機 械 器 具	109	130	114	▲ 16.2	▲ 4.4
31 輸 送 用 機 械 器 具	103	225	117	▲ 54.2	▲ 12.0
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	30	5	15	500.0	100.0
G 情 報 通 信 業	80	75	96	6.7	▲ 16.7
H 運 輸 業 , 郵 便 業	766	797	522	▲ 3.9	46.7
I 卸 売 業 , 小 売 業	1,755	1,381	1,704	27.1	3.0
(50~55 卸 売 業)	302	256	304	18.0	▲ 0.7
(56~61 小 売 業)	1,453	1,125	1,400	29.2	3.8
J 金 融 業 , 保 険 業	84	93	70	▲ 9.7	20.0
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	147	139	117	5.8	25.6
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	207	162	259	27.8	▲ 20.1
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	972	707	951	37.5	2.2
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	577	446	675	29.4	▲ 14.5
O 教 育 , 学 習 支 援 業	316	94	119	236.2	165.5
P 医 療 , 福 祉	2,410	1,753	2,027	37.5	18.9
(83 医 療 業)	773	782	783	▲ 1.2	▲ 1.3
(85 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業)	1,633	971	1,244	68.2	31.3
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	123	102	81	20.6	51.9
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	1,951	1,786	1,855	9.2	5.2
ST 公 務 ・ そ の 他	185	289	205	▲ 36.0	▲ 9.8
合 計	11,791	10,214	10,781	15.4	9.4

産業別新規求人(前年同月増減差比較)の状況



【参考】用語の説明

職業紹介関係

一般関係

① 就業形態、雇用期間及び雇用形態関係

- 一般 常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。
- 常用 雇用契約において雇用期間の定めがないもの、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
- 臨時・季節 臨時とは、雇用契約において1ヶ月以上4か月未満の雇用期間が定められているものをいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない）を定めて就労するものをいう。
- パートタイム 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者をいう。
- ・一般パートタイム 常用的パートタイム及び臨時的パートタイムを合わせたものをいう。
- ・常用的パートタイム パートタイムのうち、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。
- ・臨時的パートタイム パートタイムのうち、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているか、又は季節的に一定の期間を定めて就労する者。
- 日雇 労働の窓口で取り扱われる日々雇用の仕事及び1ヶ月未満の雇用期間が定められているものをいう。

② 求職・就職関係

- 前月から繰り越された有効求職者数 前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者の数をいう。
- 新規求職申込件数 期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数をいう。
- 月間有効求職者数 「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- 中高年齢者 45歳以上の者をいう。
- 就職件数 自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介により就職したことを確認した件数をいう。
- 雇用保険受給者 雇用保険受給資格決定後、基本手当の支給（各種延長給付を含む）を終了するまでの者をいう。

③ 求人・充足関係

- 前月から繰り越された有効求人数 前月末日現在において、有効期限が翌月以降にまたがっている求人票の未充足の求人数をいう。
- 新規求人数 期間中に新たに受け付けた求人数（採用予定人員）をいう。
- 月間有効求人数 「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- 充足数 自安定所の有効求人が、安定所（他安定所も含む）の紹介により求職者と結びついた件数をいう。

雇用保険関係

- 受給資格決定件数 受け付けた離職票に基づき安定所が求職者給付を受ける資格があると決定した件数をいう。
- 基本手当 求職者給付のうち最も基本的なもので、一般被保険者が失業し、法第13条の受給要件を満たしているときに支給される。
- 受給者実人員 基本手当の給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。

諸比率の算出方法

- 求 人 倍 率 = $\frac{\text{月間有効(新規) 求人数}}{\text{月間有効(新規) 求職者数}}$
- 就 職 率 = $\frac{\text{就 職 件 数}}{\text{月間有効(新規) 求職者数}} \times 100$
- 充 足 率 = $\frac{\text{充 足 数}}{\text{月間有効(新規) 求人数}} \times 100$
- 雇 用 保 険 受 給 者 の 就 職 率 = $\frac{\text{雇 用 保 険 受 給 者 の 就 職 件 数}}{\text{雇 用 保 険 受 給 者 実 人 員}} \times 100$
- 中 高 年 齢 者 の 就 職 率 = $\frac{\text{中 高 年 齢 者 就 職 件 数}}{\text{中 高 年 齢 月 間 有 効 求 職 者 数}} \times 100$

季節調整値

雇用や労働時間などが前月と比べて増えたか減ったかをみるとき、それが例年のパターンなのか経済実態を反映した傾向なのかを見分ける必要がある。

例えば、製造業の所定外労働時間は、休みが多い1月や5月に少なく、秋口から年末にかけて多いというパターンが例年みられる。

季節調整値とは、このような例年のパターンを取除いて、本当の傾向を見やすくした指標のことである。

その他

- (1) 使用している略符号は以下のとおりです。

「－」……………該当数字なし

「▲」……………減少

- (2) 四捨五入をした平均値等による統計表は、必ずしも合計数と「計」欄の数とは一致しない。